

令和4年度福祉のまちづくり推進援助事業について

《 目 的 》

北名古屋市の地域に根ざした福祉活動を行う団体の発展と共同募金への理解の拡大を目的としています。

《 助成対象 》

市内在住の会員が5名以上の非営利団体が、地域福祉の推進を目的とし、市内において、地域(住民)に対して行う事業。

※事業の実施時期は、令和4年4月1日～令和5年3月31日までとします。

※サロン活動など地域の方に集まっていたいただき実施する事業の場合は、地域の方の参加人数が申請団体の参加人数よりも多いことが条件となります。

※除外の対象

- ・社協から他の助成を受けている団体、法人格を持つ団体、活動が宗教・政治に関する団体
- ・営利目的の事業、申請団体の会員の互助、またはそれに類する目的の事業

《 助成内容 》 ※昨年度から変更した点がありますので、ご注意ください。

1事業あたり5万円を上限に助成をします。

※事業に係る経費のうち、飲食以外の経費は100%助成対象となりますが、飲食の経費については、50%以内(千円未満切捨)となります。

《 申請(募集)期間 》

令和4年4月1日(金)～5月6日(金)

※期間外の申請は受付ができませんので、ご了承ください。

《 申請方法 》

- (1) 書類審査申請書にて第1次書類審査を行います。
- (2) 第1次審査通過団体は、公開プレゼンテーションの資料を作成してください。
様式は自由です。

当日に参加者へ配布する資料がある場合は、6月10日(金)までに資料を作成してください。(印刷は社協で行います。)

- (3) 公開プレゼンテーション後、最終審査を行い、交付額が決定します。

※申請書は、社協本所及び総合福祉センターもえの丘で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。

《 公開プレゼンテーション 》

日時：6月18日(土) 正午～(予定)

場所：総合福祉センターもえの丘 1階 ふれあい健康ルーム

※審査員及び一般参加者の前で、書類審査に通過した事業の説明をしていただきます。

《 実績報告書の提出 》

助成を受けた団体は、事業終了後、速やかに所定の「実績報告書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて社会福祉協議会へ提出していただきます。

《 問い合わせ先 》

北名古屋市社会福祉協議会本所

住所：北名古屋市西之保藤塚93番地

電話：25-8500

FAX：25-1911

メール：fukushi@kitanagoya-shakyo.jp

